

○仲裁センターにおける少額事件に関する特別細則

(制定 平成13年7月10日)

改正 平成14年3月12日

改正 平成16年5月13日

改正 平成17年3月23日

改正 平成19年3月12日

会則第5号改正に伴う改正

改正 平成24年12月27日

(目的)

第1条 この細則は、第二東京弁護士会仲裁センター(以下「仲裁センター」という。)における手続のうち次条以下に規定する少額事件に関して、手続、手数料、仲裁人・あっせん人報酬その他必要な事項を定めることを目的とし、以下の規定は、仲裁センター運営細則、仲裁手続及び和解あっせん手続細則、仲裁センター及び和解あっせん手数料細則、仲裁及び和解あっせん補助者細則、仲裁及び和解あっせん専門家委員細則及び仲裁センター及び和解あっせん手数料細則運用基準(以下総称して「諸細則」という。)の特則をなすものとする。

(定義等)

- 第2条 この細則において少額事件とは、金銭の支払を求める事件であって、請求金額が金30万円を超えないものをいい、通常事件とは、それ以外の事件をいう。
- 2 少額事件であっても、事案の内容が複雑又は金銭の支払のみでは適切な解決がはかれない等、少額事件として手続を進めるのが不相当と仲裁センターが認める場合は、少額事件としての受理をしないことができる。この場合には、通常事件として取扱うことを希望するかどうか申立人の意見を聴くものとする。
 - 3 少額事件に関して、この細則に定めのない事項は、通常事件に関する諸細則を適用する。

(手続)

- 第3条 少額事件については、1人の仲裁人又はあっせん人(以下「仲裁人等」という。)が手続を主宰する。
- 2 少額事件については、専門家委員及び補助者を選任することができない。
 - 3 少額事件は、2回以内の期日でその手続を終了する。
 - 4 少額事件については、相手方は、反対請求の申立てをすることができない。ただし、相手方が反対債権による相殺を主張することを妨げない。

(手数料)

- 第4条 少額事件の手数料は、申立手数料及び成立手数料とする。
- 2 申立人は、申立て時に仲裁センターに対し、申立手数料として金3,000円を納付する。少額事件の申立手数料は、相手方が手続に応諾しない場合にも返還しない。
 - 3 申立人、相手方は、少額事件について仲裁判断がなされた場合又は和解が成立した場合に、仲裁判断書又は和解契約書に解決額として示される経済的利益の額を紛争の価額として、その10パーセントに相当する額を基準として仲裁センターが定める成立手数料を仲裁センターに納付する。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(仲裁人等に対する報酬)

第5条 少額事件について仲裁センターが仲裁人等に支払う報酬は、次の各号に掲げる報酬の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 期日日当 9,000円
- (2) 成立報酬 30,000円

2 前項の規定にかかわらず、仲裁センターは、期日の手続の内容及び期日手数料の免除の有無を勘案して、期日日当を減額し、又は支払わないことができる。

(通常事件への移行)

第6条 少額事件は、当事者双方が同意した場合は、通常事件に移行する。

2 少額事件から通常事件に移行する場合には、移行後の期日手数料及び成立手数料は通常事件の基準による。

3 少額事件から通常事件に移行する場合には、仲裁人等の成立報酬については通常事件の基準による。

(少額事件の終了)

第7条 少額事件は、仲裁手続及び和解あっせん手続細則に定める場合のほか、第3条第3項所定の回数 of 期日を開催してなお解決しないとき、解決額が30万円を超えることが予想されるとき、3人の仲裁人等で審理することが適当と認められるとき、専門家委員又は補助者を選任することが適当と認められるとき、その他事案の性質上少額事件の手続で解決することが適当でないときと仲裁人等が判断するときは、前条第1項により通常事件に移行しない限り、終了する。手続を終了するにあたっては、通常事件に移行する意思がないかどうか、十分当事者の意思を確認するものとする。

附 則

この規程は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行する。

(平成13年7月12日 日本弁護士連合会承認)

(平成13年10月1日 公示)

附 則(改正 平成14年3月12日)

第2条第2項、第3条第4項及び第4条第3項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行する。

(平成14年3月15日 日本弁護士連合会承認)

(平成14年3月25日 公示)

附 則(改正 平成16年5月13日)

第1条、第3条第2項及び第7条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行する。

(平成16年6月18日 日本弁護士連合会承認)

(平成16年6月25日 公示)

附 則(改正 平成17年3月23日)

題名、第1条及び第2条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行する。

(平成17年5月6日 日本弁護士連合会承認)

(平成17年5月6日 公示)

附 則(改正 平成19年3月12日 会則第5号改正に伴う改正)

この改正規定は、公示の日から施行する。

(平成19年4月2日 公示)

附 則(改正 平成24年12月27日)

第5条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行する。

(平成25年2月14日 日本弁護士連合会承認)

(平成25年2月28日 公示)